

勸 告 書

金沢市香林坊二丁目五番一号

株式会社北國新聞社

右代表取締役 飛 田 秀 一

公正取引委員会は、右の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、次のとおり勸告する。

主 文

- 一 株式会社北國新聞社は、「北國新聞」と題する一般日刊新聞の取引先新聞販売業者に対し、同社が定める

取引の目標部数を提示してほぼ目標部数どおりの部数で取引することにより、新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた「注文部数」を超えて供給することを取りやめること。

- 二 株式会社北國新聞社は、取引先新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた「注文部数」を自主的に決定し得るようになるための措置を講ずること。

- 三 株式会社北國新聞社は、前二項に基づいて採った措置を取引先新聞販売業者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けること。

四 株式会社北國新聞社は、前三項に基づいて採った措

置を速やかに当委員会に報告すること。

理 由

第一 事実

一 (一) 株式会社北國新聞社（以下「北國新聞社」という。）は、戸書地に本店を置き、石川県において「北國新聞」と題する一般日刊新聞（以下「北國新聞」という。）を発行する事業者である。

(二) 北國新聞は、石川県における一般日刊新聞の総発行部数の大部分を占めている。

(三) 北國新聞社は、北國新聞の大部分を二五一名（平成九年一月現在）の新聞販売業者（以下「新聞販売店」という。）を通じて、その一部を同社が出資する販売子会社を通じて、それぞれ購読者に供給している。

四 北國新聞社は、新聞販売店に対する北國新聞の卸売価格、各種補助金の支給基準等の取引条件を設定しており、また、この取引条件に新聞販売店の間で格差を設けることにより、北國新聞社が策定する販売方針に従わない新聞販売店に対し、右取引条件の設定に当たり不利益を課し得る立場にある。

新聞販売店のほとんどは、中小規模の新聞販売業者であり、北國新聞の販売に伴う収入に依存して事業を行っており、右の立場にある北國新聞社との取引において、北國新聞社が策定する販売方針に従うことを余儀なくされている。

(五) 新聞業においては、新聞販売店が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を新聞発行業者に対する「注文部数」（以下単に「注文部数」という。）としている。

2 北國新聞社は、新聞販売店が実際に販売している北國新聞の部数として新聞販売店から毎月報告を徴している実配数と称する部数（以下「実配部数」という。）を把握することなどにより、注文部数をおおむね了知し得る状況にある。

二 1 北國新聞社は、かねてから、北國新聞の発行部数を拡大するとの観点から、毎月、新聞販売店に対し、翌月における北國新聞社との取引の目標部数（以下単に「目標部数」という。）を設定し、これを新聞販売店に提示することにより、ほぼ目標部数どおりの部数で新聞販売店と取引していた。

2 (一) 北國新聞社は、北國新聞の朝刊について、平成四年五月ころ、発行部数を大幅に拡大するため、その発行部数を約三万部増紙して三〇万部にすることを内容とするイーグル作戦と称する増紙計画を策定し、同計画を販売方針として新聞販売店に周知し、その後、同計画に基づ

き、毎月、大部分の新聞販売店に対して、注文部数を著しく上回る部数を翌月の目標部数として設定している。

また、北國新聞社は、北國新聞の夕刊について、平成七年一月ころ以降、実配部数の合計を大幅に上回る約一一万部の発行水準を維持するため、毎月、大部分の新聞販売店に対して、注文部数を著しく上回る部数を翌月の目標部数として設定している。

(二) 北國新聞社は、毎月、前記 2 (一) の目標部数を新聞販売店に対して提示することにより、ほぼ目標部数どおりの部数で新聞販売店と取引している。

3 北國新聞社は、前記 2 により、大部分の新聞販売店に対し、その注文部数を著しく超えて供給しており、その結果、新聞販売店においては、相当部数の販売残紙が生じ、経済上の不利益を受けている。

前記事実によれば、北國新聞社は、新聞販売店に対し、その注文部数を超えて、新聞を供給しているものであつて、これは、新聞業における特定の不公正な取引方法（昭和三九年公正取引委員会告示第一四号）の第二項に該当し、独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

平成九年一月二十二日

公正取引委員会

委員長 根 來 泰 周

委員 植 松 敏

委員 柴 田 章 平

委員 糸 田 省 吾

委員 黒 河 内 久 美

